

特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月改正）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

第 2 条 公共事業労務費調査に対する協力について

1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等必要な協力を行わなければならない。
2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者はその実施に協力しなければならない。
3. 公共事業労務費調査の対象となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
4. 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合には、元請負者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が第 3 項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第 3 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準による。

第 4 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中は、公道の出入口等に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。
3. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
4. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
5. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

6. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

第5条 工事現場管理

- ・受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
 1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
 4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 6. 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
 7. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第6条 建設機械の使用

- ・本工事の施工にあたり下記機種 of 建設機械を使用する場合は、標準操作方式建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第248号最終改正平成8年3月22日付経機発第35号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただし、指定されていない建設機械を使用する場合は監督職員と協議するものとする。ただし、平成6年9月30日以前に製作された移動式クレーン、平成7年3月31日以前に製作されたブルドーザについては、この限りではない。

機 種	備 考
バックホウ（油圧ショベル）	
移動式クレーン （平成6年10月1日以降に製造されたもの）	クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン

第7条 安全・訓練等の実施

- ・本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当り半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
 1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 2. 本工事内容等の周知徹底
 3. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 4. 本工事における災害対策訓練

- 5. 本工事現場で予想される事故対策
- 6. その他、安全・訓練等として必要な事項

第8条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

- ・施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第9条 安全・訓練等の実施状況報告

- ・安全・訓練等の実施状況を報告するものとする。

第10条 工期

- ・工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から令和8年11月30日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第11条 工事支障物件

- ・占用物件等の費用負担

本工事に関連する占用物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、各占用物件の管理者（企業）が処理するものとする。

第12条 建設副産物処理計画及び実態の確認

- ・建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適正に行わなければならない。
- ・建設副産物の処分に先立ち、建設副産物処理承認申請書（様式1）を提出し、監督員と協議しなければならない。
- ・建設副産物の処分を行った時は、建設副産物処理調書（様式2）及び実際に要した投棄料を証明する資料を、監督員に提出しなければならない。
なお、建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム（積過目録制）」の実施に基づく建設廃棄物マニフェストA票、E票（複写式伝票）を監督職員に提示し、確認を受けるとともに、E票の写しを提出すること。
- ・「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

~~第13条 建設工事に係る資材の再資源化等~~

~~1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置~~

- ~~（1）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であ~~

~~る。~~

~~なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。~~

~~ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。~~

~~(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。~~

~~再資源化等が完了した年月日~~

~~再資源化等した施設の名称及び所在地~~

~~再資源化等に要した費用~~

~~なお、書面に添付する資料は「建設リサイクルガイドライン」に定めた様式1（再生資源利用計画書(実施書)）及び様式2（再生資源利用促進計画書(実施書)）を使用するものとする。~~

~~2. 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項~~

~~(1) 法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面(説明書)を提出し説明を行うこととする。~~

~~(2) 書面の提出は、契約に先立って行うものとする。~~

~~(3) 書面は施工計画書に添付するものとする。~~

第14条 公共工事に伴う特定建設作業実施の届出

- ・本工事の施工にあたり、受注者は騒音規制法及び振動規制法並びに大網白里市環境保全条例を遵守し、必要に応じ特定建設作業実施届を当該作業開始の7日前までに提出するものとする。

第2章 材 料

第1節 適 用

第1条 海外建設資材

- ・JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外においてJIS認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、（財）土木研究センターまたは（財）建材試験センターが発行する海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS認定製品として生産・納入されていない建設資材については必ずしも海外建設資材品質審査証明書を必要としないものとする。

第2節 材料の品質及び検査確認等

第1条 材料の確認

- ・下記の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した

資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区 分	確 認 材 料 名	摘 要
セメント及び 混和材	セメント	J I S 製品以外
	混和材料	J I S 製品以外
セメントコン クリート製品	コンクリート製品一般	J I S 製品以外
その他	レディーミクストコンクリート	J I S 製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く

第 2 条 J I S 製品記号

- ・設計図書中の J I S 製品記号は、J I S の国際単位系（S I）移行（以下、「新 J I S」という。）に伴い、すべて新 J I S の製品記号としているが、旧 J I S に対応した材料を使用する場合は、旧 J I S 製品記号に読みかえて使用出来るものとする。

第 3 節 瀝青材料

第 1 条 一般瀝青材料

- ・ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針 入 度	摘 要
表 層	6 0 ～ 8 0	

第 3 章 一 般 施 工

第 1 節 構造物撤去工

第 1 条 一般事項

- ・アスファルトコンクリート塊の搬出については下記のとおりとする。
 1. 受け入れ場所
千葉県千葉市若葉区野呂町1662-1 （株）共同土木
（運搬距離25.0m）
 2. 受け入れ時間
8 時 0 0 分 ～ 1 7 時 0 0 分
 3. 受け入れ費用

AS 廃材 3, 330 円 / t 鉄筋 CO 廃材 1, ~~800 円 / t~~
~~無筋 CO 廃材 1, 130 円 / t 有筋 2 次 CO 廃材 2, 900 円 / t~~
~~路盤廃材 780 円 / t~~

4. 受け入れ条件

最大寸法 50 cm 角以下

5. 搬出に先立ち、受け入れ条件について処理場に確認しなければならない。

6. 搬出に際しては、搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

7. 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、前項により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

~~第 4 章 土 工~~

~~第 1 節 道路土工~~

~~第 1 条 掘削工（切土工）~~

~~掘削土の一部は路床盛土に流用するものとする。~~

~~締固め度の管理は、現場密度によるものとし、最大乾燥密度の 90% 以上とする。~~

~~第 2 条 建設発生土 （指定処分（B））~~

~~建設発生土は、片道運搬距離 12.0 km 以内に排出するものとする。~~

~~第 5 章 無筋 鉄筋コンクリート~~

~~第 1 節 コンクリート~~

~~第 1 条 レディミクストコンクリート~~

~~1. コンクリートは、レディミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。~~

粗骨材の最大寸法	スランパ	呼び強度	セメントの種類
25 mm	8 cm	18 N / mm²	高炉セメント B 種
25 mm	18 cm	24 N / mm²	高炉セメント B 種

~~ただし、高炉セメントによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。~~

~~2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成 7 年 10 月 部改正）により行うものとする。~~

~~第 2 条 モルタル~~

~~モルタルに使用するセメントの種類は、高炉セメントでセメント量は、1 : 3 とする。~~

第6章 舗 装

第1節 舗 装 工

第1条 材 料

~~粒状路盤材クランシーランは、RC-40とする。~~

- ・粒度調整路盤材料は、MS-25とする。
- ・加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量 (%)	摘 要
再生密粒度	13	5～7	表 層

第2条 加熱アスファルト混合物

- ・受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準によるものとする。

第7章 監視機器・測定機器

（趣旨）

第1条 本工事（業務）を履行するに当たり使用する監視機器・測定機器の取扱いについては、本仕様書（本章）の定めるところによる。

（定義）

第2条 本仕様書（本章）において「監視機器」とは、本工事（業務）に係る成果品を適正な状態で納入するために、成果品が完成するまでの各過程を監視することを目的に設置する機器をいう。

（例：ビデオカメラ、録音装置等）

2 本仕様書（本章）において「測定機器」とは、本工事（業務）を履行するに当たり必要な各種測定を行うために用いる機器をいう。

（例：各種測量機器、騒音測定器等）

（監視機器・測定機器の管理）

第3条 受注者は、自らが保有する監視機器・測定機器を適正に管理しなければならない。

（測定機器の管理の特例）

第4条 前条に規定するもののほか、受注者は、測定値の正当性を確保する必要がある場合は、次の各号に掲げる方法により測定機器を管理しなければならない。

(1) 測定機器は、定期的又は使用前に、国際又は国家計量標準に照らして校正又は検証すること。校正又は検証の結果は記録として維持しておくこと。

なお、国際又は国家計量標準が存在しない場合は、校正又は検証に用いた基準を記録しておくこと。

(2) 測定機器を調整しておくこと。また、必要に応じて再調整すること。

- (3) 未校正の測定機器を使用することのないよう、校正を終えた測定機器は識別しておくこと。
 - (4) 測定結果を無効にするような操作ができないようにすること。
 - (5) 測定機器が損傷したり劣化したりしないように、適正に保管すること。
- 2 測定値に誤りが発見された場合は、直ちに是正処置を行うとともに、それまでの測定結果の有効性の再評価を行わなければならない。

(届出)

第5条 受注者は、本契約に基づき監視機器・測定機器を使用する場合は、契約期間内に、監視機器・測定機器報告書（別記様式）にその内訳を記載し、発注者に届け出なければならない。

(準用)

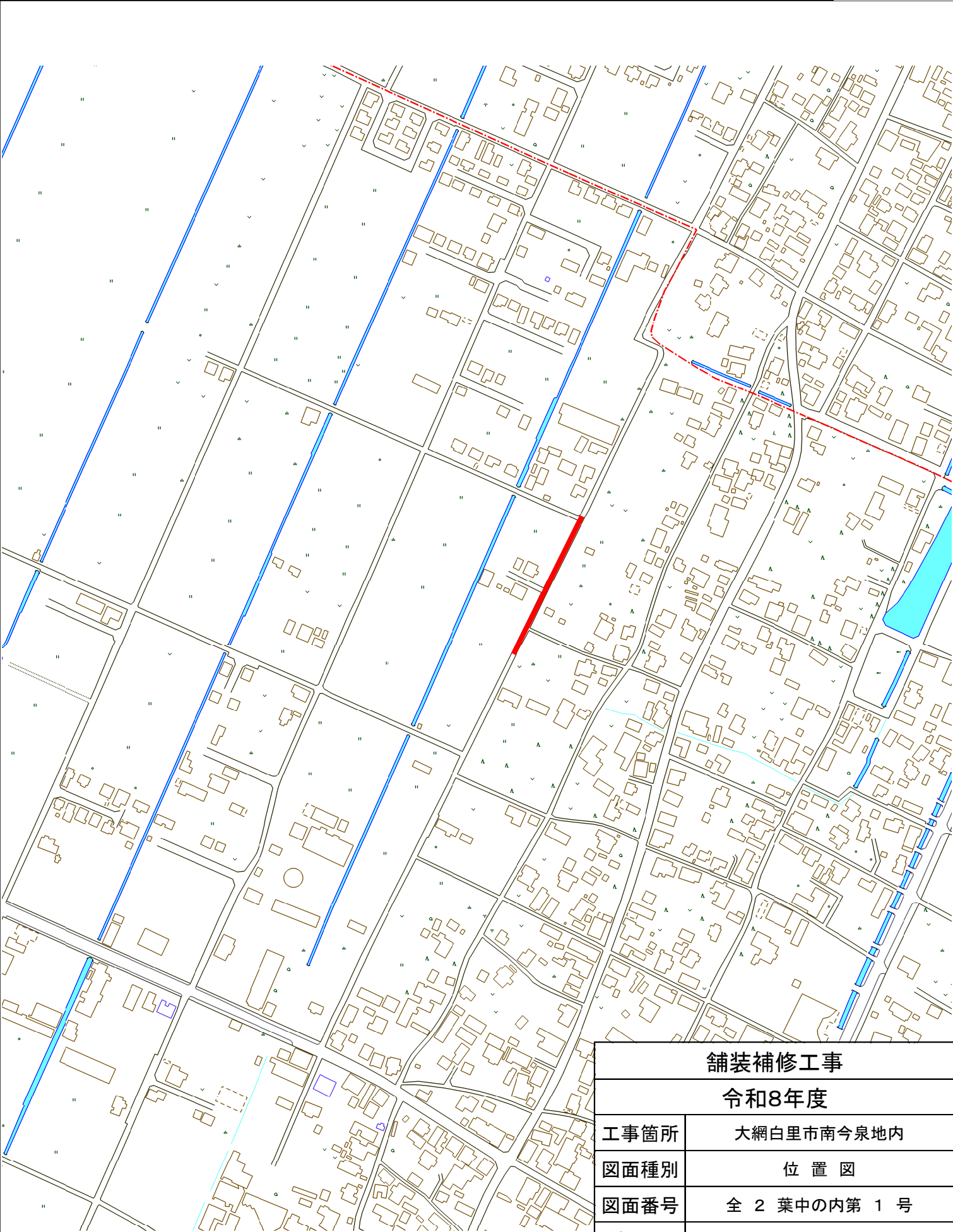
第6条 第2条及び第3条の規定は、本工事（業務）の下請負契約を締結した場合の下請負人について準用する。この場合において、受注者は、下請負人が同条の規定を遵守するよう監督しなければならない。

第8章 その他

第1節 その他

第1条 苦情等の対応

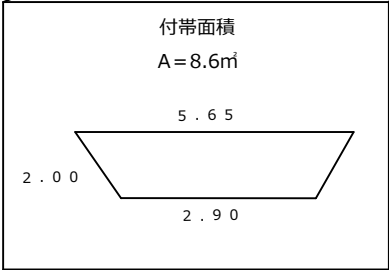
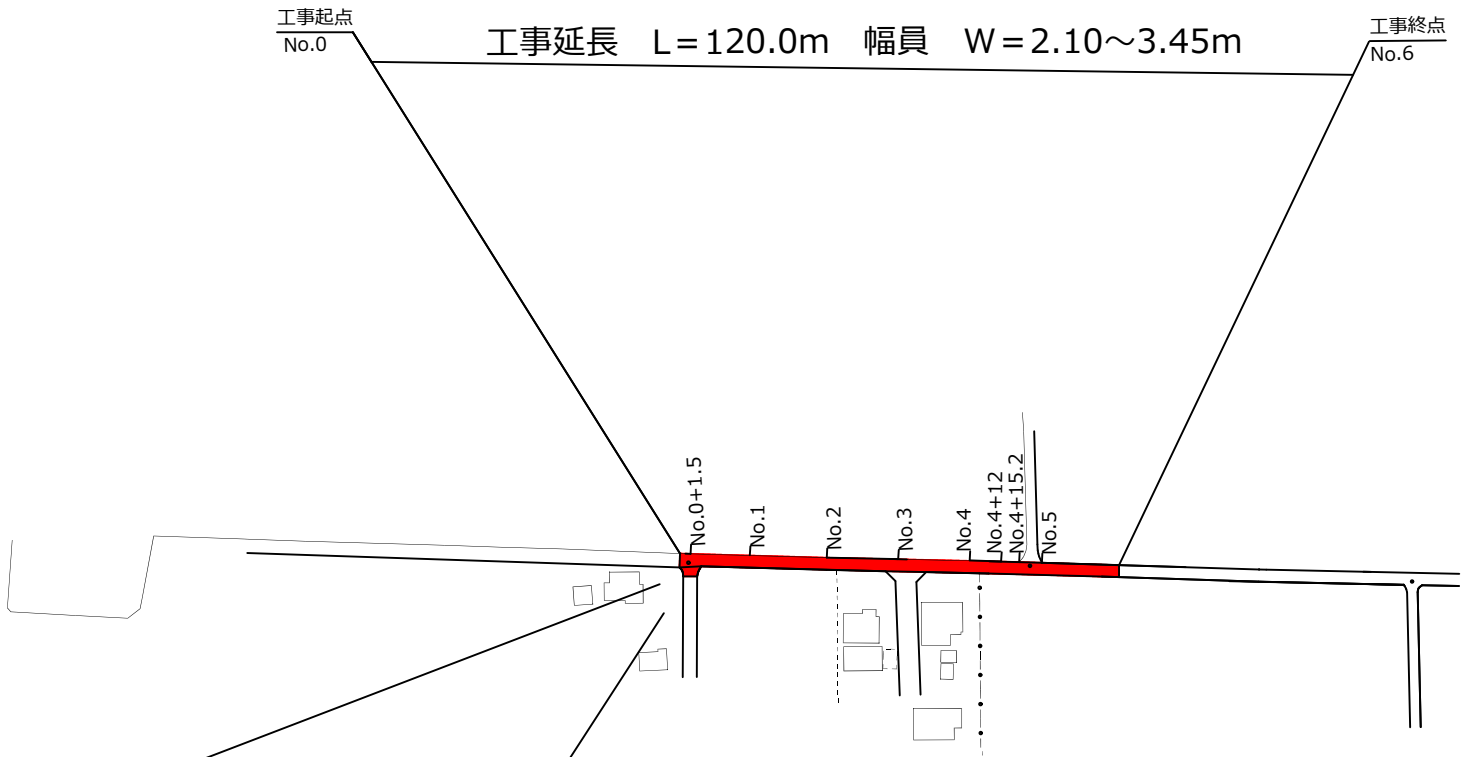
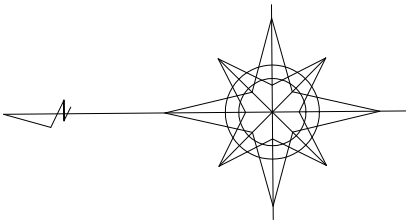
- ・工事沿道住民より苦情または意見等があった場合は、丁寧に対応し、直ちに監督員に報告するとともに適切な措置をとらなければならない。



舗装補修工事	
令和8年度	
工事箇所	大網白里市南今泉地内
図面種別	位 置 図
図面番号	全 2 葉中の内第 1 号
縮 尺	
大 網 白 里 市	

大網白里市南今泉付近

平面図



舗装補修工事	
令和8年度	
工事箇所	大網白里市南今泉地内
図面種別	平面図
図面番号	全 2 葉中の内第 2 号
縮 尺	
大 網 白 里 市	